

株式会社ロンビック・試験受委託約款

(目的)

第1条 本約款は、委託者からの発注により株式会社ロンビック（以下「ロンビック」という。）が受託する分析・試験（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な、委託者とロンビックとの間で締結される個別契約に共通に適用される基本的事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 委託者及びロンビックは、次条に従い締結される個別契約その他本業務に関して委託者とロンビックとの間で締結された契約（以下併せて「個別契約等」とします。）に定めるほか、本約款に従って本業務を遂行するものとします。

2. 個別契約等の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該個別等契約の定めが優先されるものとします。

(個別契約)

第3条 本業務の受委託に関する個別契約は、次の各号の一に定める時点において成立するものとします。

- (1) 委託者からのロンビック所定の依頼書または委託者個別の依頼書に基づき、ロンビックが見積書を委託者に交付し、委託者がこれを了承したとき。
- (2) 委託者からの注文書その他による申し込みに対して、ロンビックが受託を承諾したとき。

(情報等の提供)

第4条 委託者は、本業務に必要な且つ開示、提供可能と自ら判断する情報および試料を無償でロンビックに提供するものとします。

2. ロンビックは、本業務終了後、委託者から開示を受けた情報が記載された書面、資料及び提供を受けた試料の残余を速やかに委託者に返却するものとします。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合はその方法によるものとします。

(報告書の提出)

第5条 ロンビックは、本業務の結果を報告書として委託者に報告いたします。

2. 本報告書のご活用に関し、カタログ、ホームページ等への掲載の際は弊社にご一報ください

(支払い)

第6条 委託料の支払条件は、別に定めのない限り、次の通りとします。

- (1) 支払い時期：当月末締め翌月末現金支払いとします。
- (2) 支払方法：ロンビックの指定する銀行口座振り込みとします。

(秘密保持)

第7条 ロンビックは、本業務の遂行に当たり委託者から開示、提供を受けた情報、試料及び本業務の結果（以下併せて「秘密情報」とします。）について、委託者の書面による事前の同意がない限り、これを第三者に開示、漏洩せず、また本業務以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受けた時に既に公知であるもの及びその後ロンビックの責によらず公知となったもの。
 - (2) 委託者から開示を受けた時に既に自ら保有していたことを立証できるもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に取得したものの。
 - (4) 委託者から開示を受けた情報によることなく独自に取得したことが立証できるものの。
2. 前項の規定にかかわらず、ロンビックが本業務の一部又は全部を三菱ケミカル株式会社を含めた第三者に再委託する場合、当該委託業務に必要な範囲で、秘密情報を当該第三者に開示することができるものとします。ただし、この場合、ロンビックは、当該第三者に対して、前項に基づき自らが負うのと同等の義務を課すものとします。
3. 本条の規定は、本業務についての報告書が提出されてから5年経過するまで有効とします。

(免責)

第8条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、ロンビックは一切責任を負いません。

2. ロンビックは、委託者が本業務の結果を使用することが第三者の知的財産権に抵触しないことを一切保証いたしません。
3. ロンビックによる本業務の方法に過失があったとき、ロンビックは委託者と協議の上、本業務の再実施、又は本業務に基づく委託料の範囲内で損害の賠償を行います。本項の規定は、本業務についての報告書提出から6か月間有効とします。

(協議)

第9条 本約款及び個別契約等に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、両者誠意を以て協議解決するものとします。

平成29年4月1日